

高知くらしの護身術

127

未成年者契約

「親の同意なし」取り消しも

(2009年4月14日掲載原稿)

新年度が始まりました。希望に満ちて県外に進学や就職をした方々は一人で生活をする事になります。

特に、今まで親の庇護のもとで暮っていた未成年者は社会的経験も浅く利害を判断する知識や能力も十分とは言えません。このため、悪質商法のターゲットとなる場合があります。

例えば、「無料と思いアダルトサイトに接続したら料金請求画面が出た。有料であれば利用しなかった」とか、「ゲームサイトから出会い系サイトに繋がり登録され、請求電話があった。・・・」など・・・その多くは携帯電話機を使ってインターネットに接続したことによるものです。このような相談事例は架空請求や不当請求の場合が多いので、あわてて支払ったり業者に連絡をしたりせずに様子を見るようにしてください。

たとえ、架空請求でなく有料と分かっていて契約した場合でも、親権者の同意を得ていない未成年者契約は取り消すことができます。ただし、結婚をしている場合や、こすかいの範囲での契約、あるいは年齢を偽ってだました場合などは取り消すことができませんので注意して下さい。

これらの相談は当事者からではなく親などからの申し出が圧倒的に多いのが現状です。トラブルにあわないためには、日頃からお金の使い方やトラブルに巻き込まれた場合の対処法などについて家族で話し合うことが大切ではないでしょうか。

「しまった。こんなはずではなかった」などと思ったらすぐに消費生活センターに相談してください。

ひとりで悩まずに、まずは相談を！